

新城市地籍調査事業成果の閲覧及び交付事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施した地籍調査の成果及び調査関係資料等（以下「成果等」という。）の利活用並びに市民サービスの向上のため、成果等の閲覧及び交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「成果等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地籍図一覧図
- (2) 地籍図
- (3) 筆界点番号図
- (4) 地籍測定観測計算書
- (5) 地籍簿
- (6) 地籍図根三角點選点図
- (7) 地籍図根三角点網図
- (8) 地籍図根三角点成果表
- (9) 地籍図根多角點選点図
- (10) 地籍図根多角点網図
- (11) 地籍図根多角点成果簿
- (12) 細部図根點選点図
- (13) 細部図根点網図
- (14) 細部図根点成果簿
- (15) その他市長が特に必要と認めるもの

(閲覧及び交付の申請)

第3条 閲覧又は交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、地籍調査成果の閲覧及び交付申請書（別記様式）に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。

(成果等の閲覧)

第4条 成果等の閲覧は、担当職員が成果等を用意し、指定した場所で行うものとする。

- 2 閲覧に際して、担当職員は、閲覧する者が成果等を汚損等しないよう注意を促すものとする。

(手数料)

第5条 市長は、第3条に規定する申請を受領し、申請者に閲覧又は交付する際、新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の規定に基づき手数料を

徴収するものとする。

(電話による照会)

第6条 市長は、電話による成果等の内容の照会には、応じないものとする。ただし、国又は地方公共団体からの照会の場合であって、急を要するときは、照会者及び照会内容を確認の上、これに応じるものとする。

(弁償)

第7条 市長は、成果等の閲覧中に成果等を汚損し、又は毀損した者に対し、これを補正するために必要な費用の弁償を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

地籍調査成果の閲覧及び交付申請書

新城市長 様

申請者 (窓口に来た人)	住 所	
	電話番号	
	ふりがな	
	氏 名	

土地名義人との関係

1. 本人・家族	2. 土地家屋調査士・司法書士・弁護士
3. その他 ()	

該当箇所の□にレ点をつけてください。

☐ 地籍図一覧図	☐ 地籍図	☐ 筆界点番号図
☐ 地籍測定観測計算書	☐ 地籍簿	
☐ 地籍図根三角點選点図	☐ 地籍図根三角点網図	☐ 地籍図根三角点成果表
☐ 地籍図根多角點選点図	☐ 地籍図根多角点網図	☐ 地籍図根多角点成果簿
☐ 細部図根點選点図	☐ 細部図根点網図	☐ 細部図根点成果簿
☐ その他 ()		

該当箇所の□にレ点をつけ土地所在地及び必要件数を明記してください。

土 地 所 在 地		件数
☐ 閲覧 ☐ 交付	新城市 字	
☐ 閲覧 ☐ 交付	新城市 字	
☐ 閲覧 ☐ 交付	新城市 字	
手数料	閲覧：1件／200円 交付：1件／200円	

※担当課確認欄

閲覧	件	交付	件	合計	円
----	---	----	---	----	---